

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（防災ダム事業））河内ダム地区の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 27 年 9 月 2 日までに佐賀県東部農林事務所（郵便番号 842-0007 神崎市神崎町鶴 3542 番地）に提出してください。

平成 27 年 7 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（防災ダム事業））河内ダム地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 27 年 7 月 21 日から平成 27 年 8 月 18 日まで

3 縦覧の場所

鳥栖市役所